

[評価調書] (1億円以上)

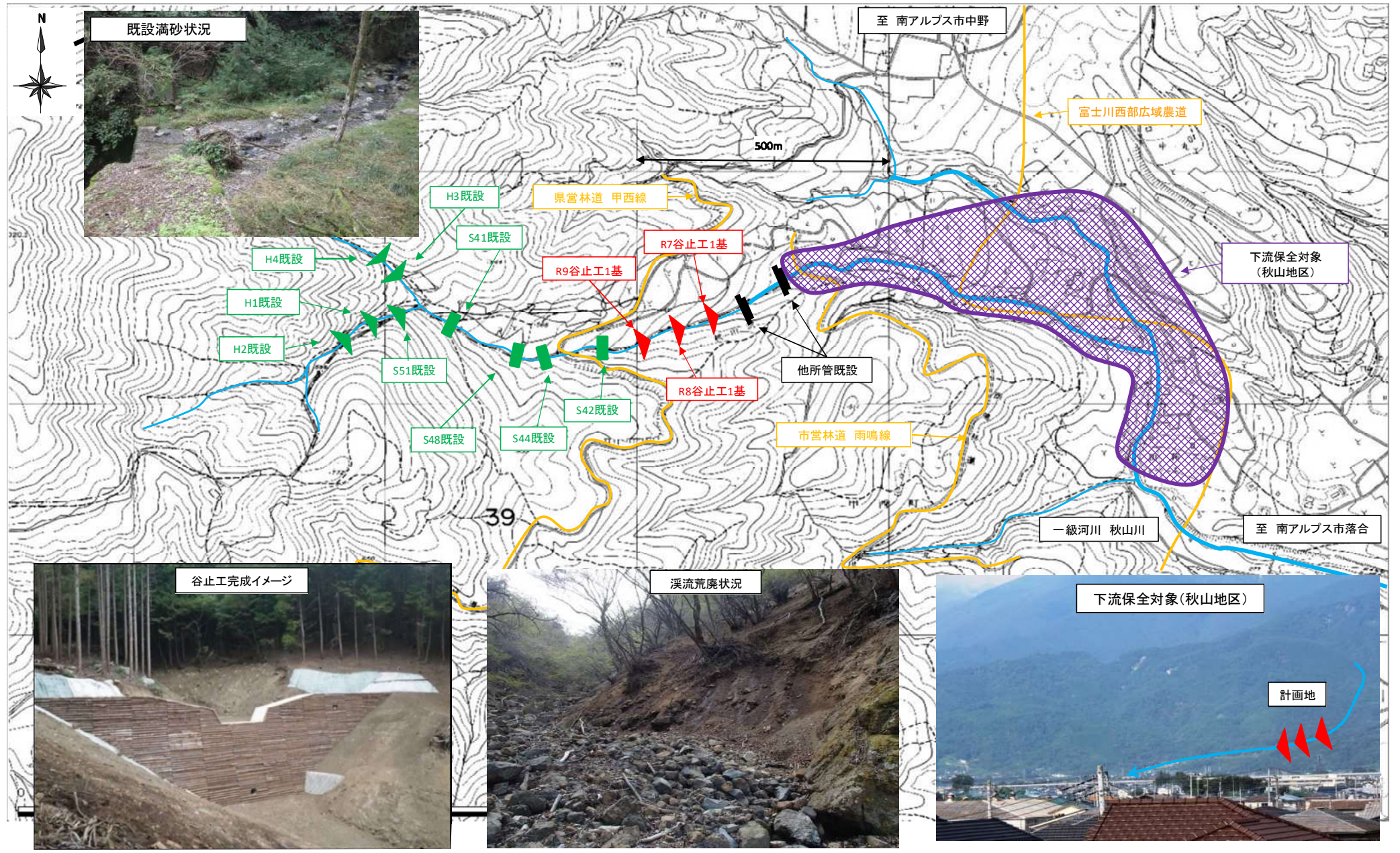
復旧治山	鰻の沢	-----	1
復旧治山	北の沢下	-----	3
復旧治山	ばら平沢	-----	5
復旧治山	大積寺	-----	7
復旧治山	屋敷入	-----	9
復旧治山	奥野田	-----	11
復旧治山	久保	-----	13
復旧治山	畑熊	-----	15
復旧治山	高住	-----	17
復旧治山	中ノ倉	-----	19
復旧治山	大焼戸	-----	21
復旧治山	楮根	-----	23
復旧治山	荒沢	-----	25
復旧治山	鬼島	-----	27
復旧治山	大旅川支流	-----	29
復旧治山	金山東沢支流	-----	31
復旧治山	寺原	-----	33
復旧治山	阿寺沢支流	-----	35
復旧治山	押出河原川	-----	37
復旧治山	大沢	-----	39
復旧治山	釜土沢	-----	41
復旧治山	今川	-----	43
復旧治山	笹畑	-----	45

令和6年度公共事業等事前評価調書(簡易型)

1. 事業説明シート

(区分) **国補** 県単

事業名	復旧治山事業	事業箇所	南アルプス市 秋山 地内 地区名	鵜の沢(かじのさわ)	事業主体	山梨県
<p>(1)事業概要</p> <p>①課題・背景 本箇所は、南アルプス市秋山地区を流れる、一級河川秋山川の上流に位置する溪流で、保全対象には人家、農道が含まれる防災上重要な流域である。近年の台風等の影響により溪流浸食が発生し、溪流内へ不安定土砂が堆積し、土石流発生の恐れがあるため、治山事業により保安林機能の回復を早急に図り、下流集落等を保全する必要がある。</p> <p>②整備目標・効果</p> <p>□主要目標 ○土石流被害の防止 保全対象 人家12戸、林道100m、農道1,200m 土砂整備率 (現況)65% < 70% ※ 災害実績 無 重要公共施設 無 (※評価基準値)</p> <p>□副次目標 ○なし</p> <p>□副次効果 ○なし</p>				<p>(3)事業の妥当性評価</p> <p>①公共関与の妥当性(行政が行うべき事業か) 妥当 妥当でない ○</p> <p>・森林法第41条第1項に規定された「保安施設事業」に該当</p> <p>②事業執行主体の妥当性(県が行うべきか) 妥当 妥当でない ○</p> <p>・森林法第41条第3項の規定により、都道府県知事が行うものと規定されている</p> <p>③経済妥当性 妥当 妥当でない ○</p> <p>・費用便益比 便益(527.132百万円) / 費用(176.596百万円) = 2.98 > 1.0</p> <p>④事業実施・規模の妥当性 妥当 妥当でない ○</p> <p>・現地状況を勘察し、溪流内に堆積した不安定土砂の流出防止を図るため、谷止工3基の計画とした</p> <p>⑤整備手法の有効性 妥当 妥当でない ○</p> <p>・保安林の指定目的を達成するために荒廃溪流を整備するもので、事業効果、コスト、計画期間の観点から最も有効な手法である</p> <p>⑥環境負荷への配慮 妥当 妥当でない ○</p> <p>・谷止工を整備する際の地形改変は最小となる計画としている。また景観や生態系に優しい木製残存型枠工を使用するなど環境負荷の低減を考慮した計画となっている</p> <p>⑦事業計画の熟度 妥当 妥当でない ○</p> <p>・計画地は県有林であり、保安林は指定済、土地使用の同意は得られている</p> <p>総合評価 [貢献度ランク:b]</p>		
<p>(2)整備内容</p> <p>①整備内容 谷止工3基 ②着手年月日 令和7年度 ③完成見込年度 令和9年度 ④総事業費 210百万円(国費 105百万円(1/2)) 県費 105百万円(1/2)) ⑤年度別の整備内容 令和7年度 谷止工1基 70百万円 令和8年度 谷止工1基 70百万円 令和9年度 谷止工1基 70百万円</p> <p>※記載内容は見込みであり、確定したものではない。 ⑥既整備内容・期間・事業費 昭和41~平成4年 床固工4基 谷止工5基 126百万円</p>				<p>(4)事業位置図等</p>		

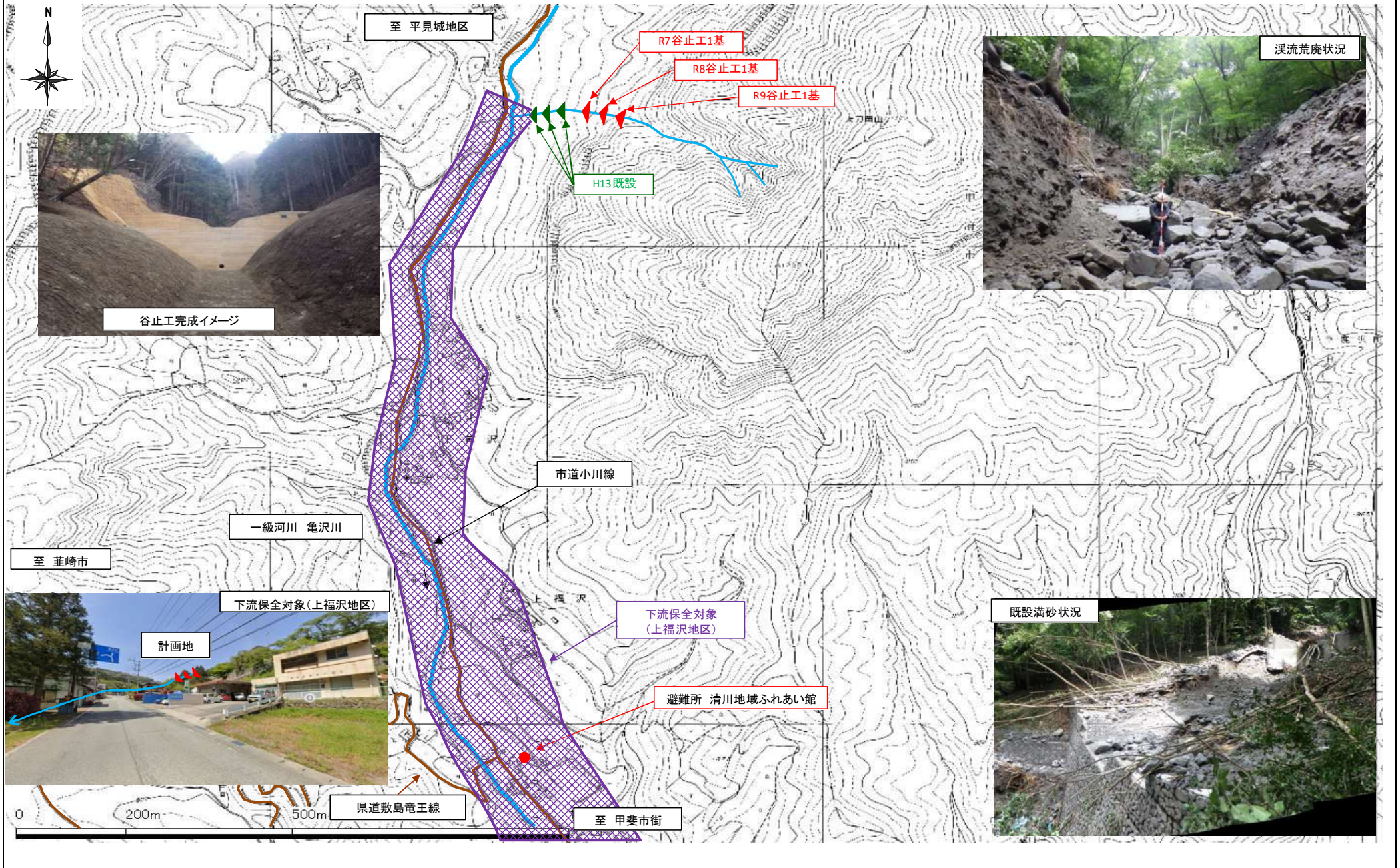


令和6年度公共事業等事前評価調書(簡易型)

1. 事業説明シート

(区分) 国補 県単

事業名	復旧治山事業	事業箇所	甲斐市	上芦沢	地内	地区名	北の沢下(きたのさわした)	事業主体	山梨県	
(1)事業概要								(3)事業の妥当性評価	妥当	妥当でない
①課題・背景	<p>本計画地は、甲斐市上芦沢を流れる一級河川亀沢川の上流に位置する渓流で、保全対象には人家、県道が含まれる防災上重要な流域である。 令和6年8月の豪雨により渓流侵食が発生し、渓流内へ不安定土砂が堆積し、土石流発生の恐れがあるため、治山事業により保安林機能の回復を早急に図り、下流集落等を保全する必要がある。</p>							①公共関与の妥当性(行政が行うべき事業か)	<input type="radio"/>	<input type="checkbox"/>
								・森林法第41条第1項に規定された「保安施設事業」に該当		
②整備目標・効果								②事業執行主体の妥当性(県が行うべきか)	<input type="radio"/>	<input type="checkbox"/>
□主要目標	<p>○土石流被害の防止 保全対象 人家18戸、県道60m、市道1370m 土砂整備率 (現況) 43% < 70% ※ 災害実績 有(令和6年8月7日豪雨) 重要公共施設 有(清川地域ふれあい館)</p> <p>(※評価基準値)</p>							③経済妥当性	<input type="radio"/>	<input type="checkbox"/>
□副次目標	○なし							④事業実施・規模の妥当性	<input type="radio"/>	<input type="checkbox"/>
□副次効果	○なし							・費用便益比 便益(357,961百万円) / 費用(176,596百万円) = 2.03 > 1.0		
								⑤整備手法の有効性	<input type="radio"/>	<input type="checkbox"/>
								⑥環境負荷への配慮	<input type="radio"/>	<input type="checkbox"/>
								⑦事業計画の熟度	<input type="radio"/>	<input type="checkbox"/>
								総合評価	[貢献度ランク: a]	
(2)整備内容								(4)事業位置図等		
①整備内容	谷止工3基									
②着手年月日	令和7年度									
③完成見込年度	令和9年度									
④総事業費	210百万円(国費 115.5百万円(5.5/10) 県費 94.5百万円(4.5/10))									
⑤年度別の整備内容	令和7年度 谷止工1基 70百万円 令和8年度 谷止工1基 70百万円 令和9年度 谷止工1基 70百万円 ※記載内容は見込みであり、確定したのではない。									
⑥既整備内容・期間・事業費	平成13年度 谷止工 3基 58百万円									

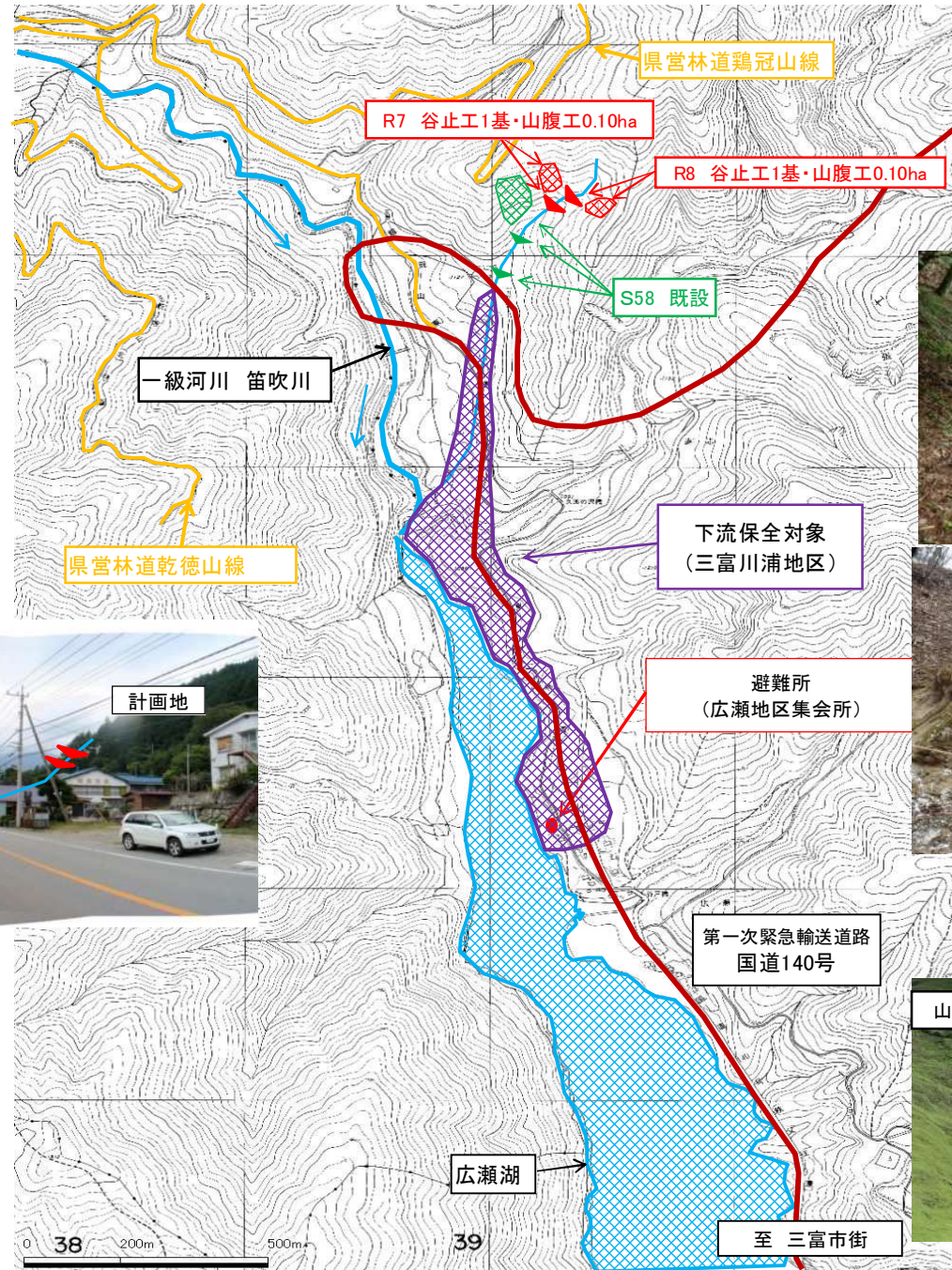


令和6年度公共事業等事前評価調書(簡易型)

1. 事業説明シート

(区分) **国補** 県単

事業名	復旧治山事業	事業箇所	山梨市	三富川浦	地内	地区名	ばら平沢(ばらだいらさわ)	事業主体	山梨県
(1)事業概要								妥当 妥当でない	
①課題・背景 本計画地は、山梨市三富川浦を流れる一級河川笛吹川の支流に位置する溪流で、保全対象には人家や緊急輸送道路に指定されている国道などが含まれる防災上重要な流域である。 近年の台風等の影響により山腹崩壊が発生し、溪流内へ不安定土砂が堆積し、土石流発生の恐れがあるため、治山事業により保安林機能の回復を早急に図り、下流集落等を保全する必要がある。								○	
②整備目標・効果								○	
□主要目標								○	
○土石流災害の防止 保全対象 人家10戸 国道1000m 土砂整備率 (現況)29% < 70% ※ 災害実績 無 重要公共施設 有(第一次緊急輸送道路 国道140号 避難所(広瀬地区集会所))								○	
□副次目標								○	
○なし								○	
□副次効果								○	
○被災時の被害波及の防止 (第一次緊急輸送道路 国道140号)								○	
(2)整備内容								総合評価	
①整備内容 谷止工2基 山腹工0.20ha								[貢献度ランク:a]	
②着手年月日 令和7年度									
③完成見込年度 令和8年度									
④総事業費 100百万円(国費 50百万円(1/2) 県費 50百万円(1/2))									
⑤年度別の整備内容									
令和7年度 谷止工1基 山腹工0.1ha 50百万円									
令和8年度 谷止工1基 山腹工0.1ha 50百万円									
※記載内容は見込みであり、確定したものではない。									
⑥既整備内容・期間・事業費 昭和58年 谷止工1基 床固工1基 山腹工0.3ha 35百万円									
(3)事業の妥当性評価									
①公共関与の妥当性(行政が行うべき事業か) ・森林法第41条第1項に規定された「保安施設事業」に該当								○	
②事業執行主体の妥当性(県が行うべきか) ・森林法第41条第3項の規定により、都道府県知事が行うものと規定されている								○	
③経済妥当性 ・費用便益比 便益(317.241百万円)/費用(85.733百万円) = 3.70 > 1.0								○	
④事業実施・規模の妥当性 ・現地状況を勘察し、発生源である山腹工の整備と溪流内に堆積した不安定土砂の流出防止を図るため、谷止工2基と山腹工の計画とした								○	
⑤整備手法の有効性 ・保安林の指定目的を達成するために荒廃溪流を整備するもので、事業効果、コスト、計画期間の観点から最も有効な手法である								○	
⑥環境負荷への配慮 ・谷止工を整備する際の地形改変は最小となる計画としている。また景観や生態系に優しい木製残存型枠工を使用するなど環境負荷の低減を考慮した計画となっている								○	
⑦事業計画の熟度 ・計画地は県有林であり、保安林は指定済、土地使用の同意は得られている								○	
(4)事業位置図等									



令和6年度公共事業等事前評価調書(簡易型)

1. 事業説明シート

(区分) 国補 県単

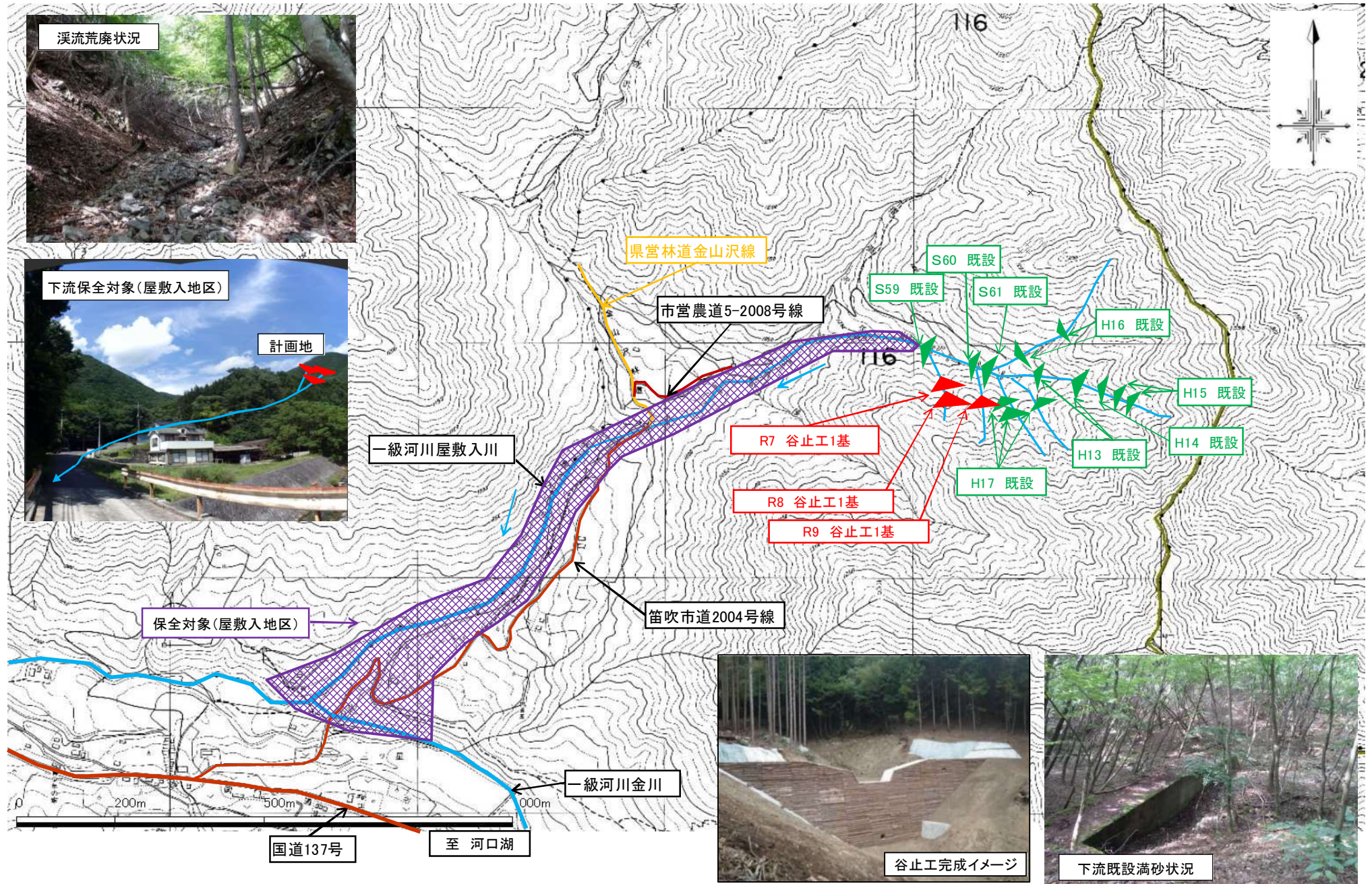
事業名	復旧治山事業	事業箇所	笛吹市 一宮町土塚	地内	地区名	大積寺(だいしゃくじ)	事業主体	山梨県
(1)事業概要							妥当	妥当でない
①課題・背景 本計画地は、笛吹市一宮町土塚を流れる一級河川大石川の upstream に位置する溪流で、保全対象には人家等が含まれる防災上重要な流域である。 近年の台風等の影響により溪流浸食が発生し、溪流内へ不安定土砂が堆積し、土石流発生の恐れがあるため、治山事業により保安林機能の回復を早急に図り、下流集落等を保全する必要がある。							<input type="radio"/>	<input type="checkbox"/>
②整備目標・効果							<input type="radio"/>	<input type="checkbox"/>
□主要目標							<input type="radio"/>	<input type="checkbox"/>
○土石流災害の防止 保全対象 人家10戸 林道80m 土砂整備率 (現況)22% < 70% ※ 災害実績 無 重要公共施設 無 (※ 評価基準値)							<input type="radio"/>	<input type="checkbox"/>
□副次目標							<input type="radio"/>	<input type="checkbox"/>
○なし							<input type="radio"/>	<input type="checkbox"/>
□副次効果							<input type="radio"/>	<input type="checkbox"/>
○なし							<input type="radio"/>	<input type="checkbox"/>
(3)事業の妥当性評価							[貢献度ランク:b]	
①公共関与の妥当性(行政が行うべき事業か) ・森林法第41条第1項に規定された「保安施設事業」に該当							<input type="radio"/>	<input type="checkbox"/>
②事業執行主体の妥当性(県が行うべきか) ・森林法第41条第3項の規定により、都道府県知事が行うものと規定されている							<input type="radio"/>	<input type="checkbox"/>
③経済妥当性 ・費用便益比 便益(244.281百万円)/費用(164.994百万円) = 1.48 > 1.0							<input type="radio"/>	<input type="checkbox"/>
④事業実施・規模の妥当性 ・現地状況を勘察し、溪流内に堆積した不安定土砂の流出防止を図るため、谷止工4基の計画とした							<input type="radio"/>	<input type="checkbox"/>
⑤整備手法の有効性 ・保安林の指定目的を達成するために荒廃溪流を整備するもので、事業効果、コスト、計画期間の観点から最も有効な手法である							<input type="radio"/>	<input type="checkbox"/>
⑥環境負荷への配慮 ・谷止工を整備する際の地形改変は最小となる計画としている。また景観や生態系に優しい木製残存型枠工を使用するなど環境負荷の低減を考慮した計画となっている							<input type="radio"/>	<input type="checkbox"/>
⑦事業計画の熟度 ・計画地は県有林であり、保安林は指定済、土地使用の同意は得られている							<input type="radio"/>	<input type="checkbox"/>
総合評価							[貢献度ランク:b]	
(2)整備内容								
①整備内容							谷止工4基	
②着手年月日							令和7年度	
③完成見込年度							令和10年度	
④総事業費							200百万円(国費 100百万円(1/2) 県費 100百万円(1/2))	
⑤年度別の整備内容							令和7年度 谷止工1基 50百万円 令和8年度 谷止工1基 50百万円 令和9年度 谷止工1基 50百万円 令和10年度 谷止工1基 50百万円	
※記載内容は見込みであり、確定したものではない。								
⑥既整備内容・期間・事業費							昭和51年～令和4年 谷止工16基 360百万円	
(4)事業位置図等								

令和6年度公共事業等事前評価調書(簡易型)

1. 事業説明シート

(区分) 国補 県単

事業名	復旧治山事業	事業箇所	笛吹市	御坂町	上黒駒地区	地区名	屋敷入(やしきいり)	事業主体	山梨県												
<p>(1)事業概要</p> <p>①課題・背景 本計画地は、笛吹市御坂町屋敷入を流れる一級河川屋敷入川の上流に位置する溪流で、保全対象には人家、市道が含まれる防災上重要な流域である。 近年の台風等の影響により溪流侵食が発生し、溪流内へ不安定土砂が堆積し、土石流発生の恐れがあるため、治山事業により保安林機能の回復を早急に図り、下流集落等を保全する必要がある。</p> <p>②整備目標・効果</p> <p>□主要目標</p> <table style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>○土石流災害の防止</td> <td>保全対象</td> <td>人家9戸 市道300m</td> </tr> <tr> <td></td> <td>土砂整備率</td> <td>(現況)63% < 70% ※</td> </tr> <tr> <td></td> <td>災害実績</td> <td>無</td> </tr> <tr> <td></td> <td>重要公共施設</td> <td>無</td> </tr> </table> <p style="text-align: right;">(※ 評価基準値)</p> <p>□副次目標</p> <p>○なし</p> <p>□副次効果</p> <p>○なし</p>								○土石流災害の防止	保全対象	人家9戸 市道300m		土砂整備率	(現況)63% < 70% ※		災害実績	無		重要公共施設	無	<p>(3)事業の妥当性評価</p> <p>①公共関与の妥当性(行政が行うべき事業か)</p> <p>・森林法第41条第1項に規定された「保安施設事業」に該当</p> <p>○ <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/></p> <p>②事業執行主体の妥当性(県が行うべきか)</p> <p>・森林法第41条第3項の規定により、都道府県知事が行うものと規定されている</p> <p>○ <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/></p> <p>③経済妥当性</p> <p>・費用便益比 便益(233.466百万円)/費用(100.914百万円) = 2.31 > 1.0</p> <p>○ <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/></p> <p>④事業実施・規模の妥当性</p> <p>・現地状況を勘察し、溪流内に堆積した不安定土砂の流出防止を図るため、谷止工3基の計画とした</p> <p>○ <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/></p> <p>⑤整備手法の有効性</p> <p>・保安林の指定目的を達成するために荒廃溪流を整備するもので、事業効果、コスト、計画期間の観点から最も有効な手法である</p> <p>○ <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/></p> <p>⑥環境負荷への配慮</p> <p>・谷止工を整備する際の地形改変は最小となる計画としている。また景観や生態系に優しい木製残存型枠工を使用するなど環境負荷の低減を考慮した計画となっている</p> <p>○ <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/></p> <p>⑦事業計画の熟度</p> <p>・計画地は県有林であり、保安林は指定済、土地利用の同意は得られている</p> <p>○ <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/></p> <p>総合評価</p> <p style="text-align: right;">[貢献度ランク:b]</p>	
								○土石流災害の防止	保全対象	人家9戸 市道300m											
	土砂整備率	(現況)63% < 70% ※																			
	災害実績	無																			
	重要公共施設	無																			
<p>(2)整備内容</p> <p>①整備内容 谷止工3基</p> <p>②着手年月日 令和7年度</p> <p>③完成見込年度 令和9年度</p> <p>④総事業費 120百万円(国費 60百万円(1/2) 県費 60百万円(1/2))</p> <p>⑤年度別の整備内容</p> <table style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>令和7年度</td> <td>谷止工1基</td> <td>40百万円</td> </tr> <tr> <td>令和8年度</td> <td>谷止工1基</td> <td>40百万円</td> </tr> <tr> <td>令和9年度</td> <td>谷止工1基</td> <td>40百万円</td> </tr> </table> <p>※記載内容は見込みであり、確定したものではない。</p> <p>⑥既整備内容・期間・事業費 昭和59年～平成17年 谷止工13基 455百万円</p>								令和7年度	谷止工1基	40百万円	令和8年度	谷止工1基	40百万円	令和9年度	谷止工1基	40百万円	<p>(4)事業位置図等</p> 				
令和7年度	谷止工1基	40百万円																			
令和8年度	谷止工1基	40百万円																			
令和9年度	谷止工1基	40百万円																			

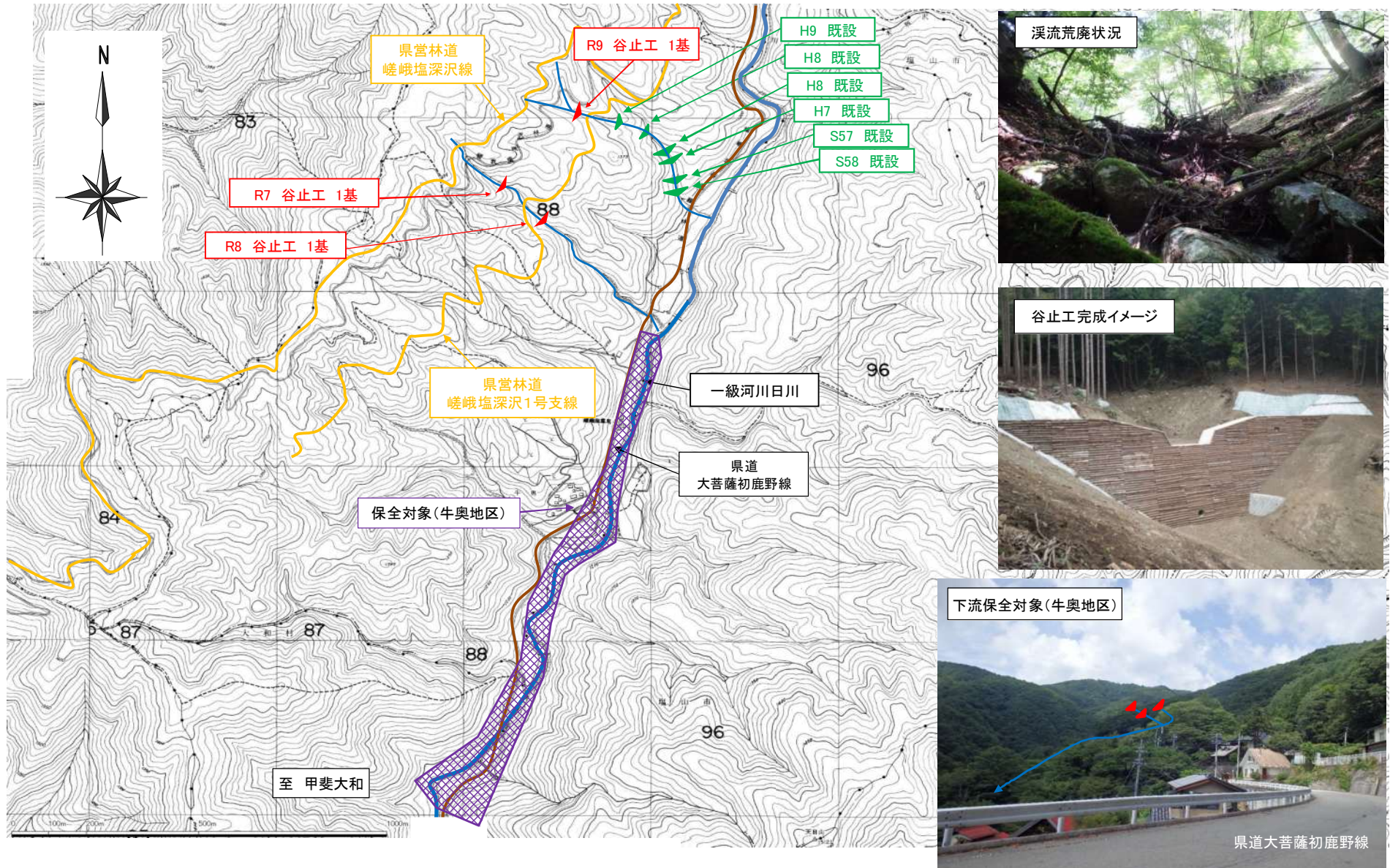


令和6年度公共事業等事前評価調書(簡易型)

1. 事業説明シート

(区分) 国補 山梨県

事業名	復旧治山事業	事業箇所	甲州市	塩山牛奥	地内	地区名	奥野田(おくのた)	事業主体	山梨県
<p>(1)事業概要</p> <p>①課題・背景 本計画地は、甲州市塩山牛奥を流れる一級河川日川の支流に位置する溪流で、保全対象には人家、県道等が含まれる防災上重要な流域である。 近年の台風等の影響により溪流浸食が発生し、溪流内へ不安定土砂が堆積し、土石流発生の恐れがあるため、治山事業により保安林機能の回復を早急に図り、下流集落等を保全する必要がある。</p> <p>②整備目標・効果</p> <p>□主要目標</p> <p>○土石流災害の防止 保全対象 人家1戸 旅館1戸 県道460m 林道80m 土砂整備率 (現況)7% < 70% ※ 災害実績 無 重要公共施設 無</p> <p>□副次目標 ○なし</p> <p>□副次効果 ○なし</p> <p>(※ 評価基準値)</p>							<p>(3)事業の妥当性評価</p> <p>①公共関与の妥当性(行政が行うべき事業か) ・森林法第41条第1項に規定された「保安施設事業」に該当 <input type="radio"/> ○ <input type="checkbox"/></p> <p>②事業執行主体の妥当性(県が行うべきか) ・森林法第41条第3項の規定により、都道府県知事が行うものと規定されている <input type="radio"/> ○ <input type="checkbox"/></p> <p>③経済妥当性 <input type="radio"/> ○ <input type="checkbox"/> ・費用便益比 便益(142.488百万円)/費用(100.911百万円) = 1.41 > 1.0</p> <p>④事業実施・規模の妥当性 <input type="radio"/> ○ <input type="checkbox"/> ・現地状況を勘案し、溪流内に堆積した不安定土砂の流出防止を図るため、谷止工3基の計画とした</p> <p>⑤整備手法の有効性 <input type="radio"/> ○ <input type="checkbox"/> ・保安林の指定目的を達成するために荒廃溪流を整備するもので、事業効果、コスト、計画期間の観点から最も有効な手法である</p> <p>⑥環境負荷への配慮 <input type="radio"/> ○ <input type="checkbox"/> ・谷止工を整備する際の地形改変は最小となる計画としている。また景観や生態系に優しい木製残存型枠工を使用するなど環境負荷の低減を考慮した計画となっている</p> <p>⑦事業計画の熟度 <input type="radio"/> ○ <input type="checkbox"/> ・計画地は県有林であり、保安林は指定済、土地使用の同意は得られている</p> <p>総合評価 <input type="text" value="[貢献度ランク:b]"/></p>		
<p>(2)整備内容</p> <p>①整備内容 谷止工3基 ②着手年月日 令和7年度 ③完成見込年度 令和9年度 ④総事業費 120百万円(国費 60百万円(1/2) 県費 60百万円(1/2)) ⑤年度別の整備内容 令和7年度 谷止工1基 40百万円 令和8年度 谷止工1基 40百万円 令和9年度 谷止工1基 40百万円</p> <p>※記載内容は見込みであり、確定したものではない。 ⑥既整備内容・期間・事業費 昭和58年～平成9年 谷止工6基 204百万円</p>							<p>(4)事業位置図等</p>		

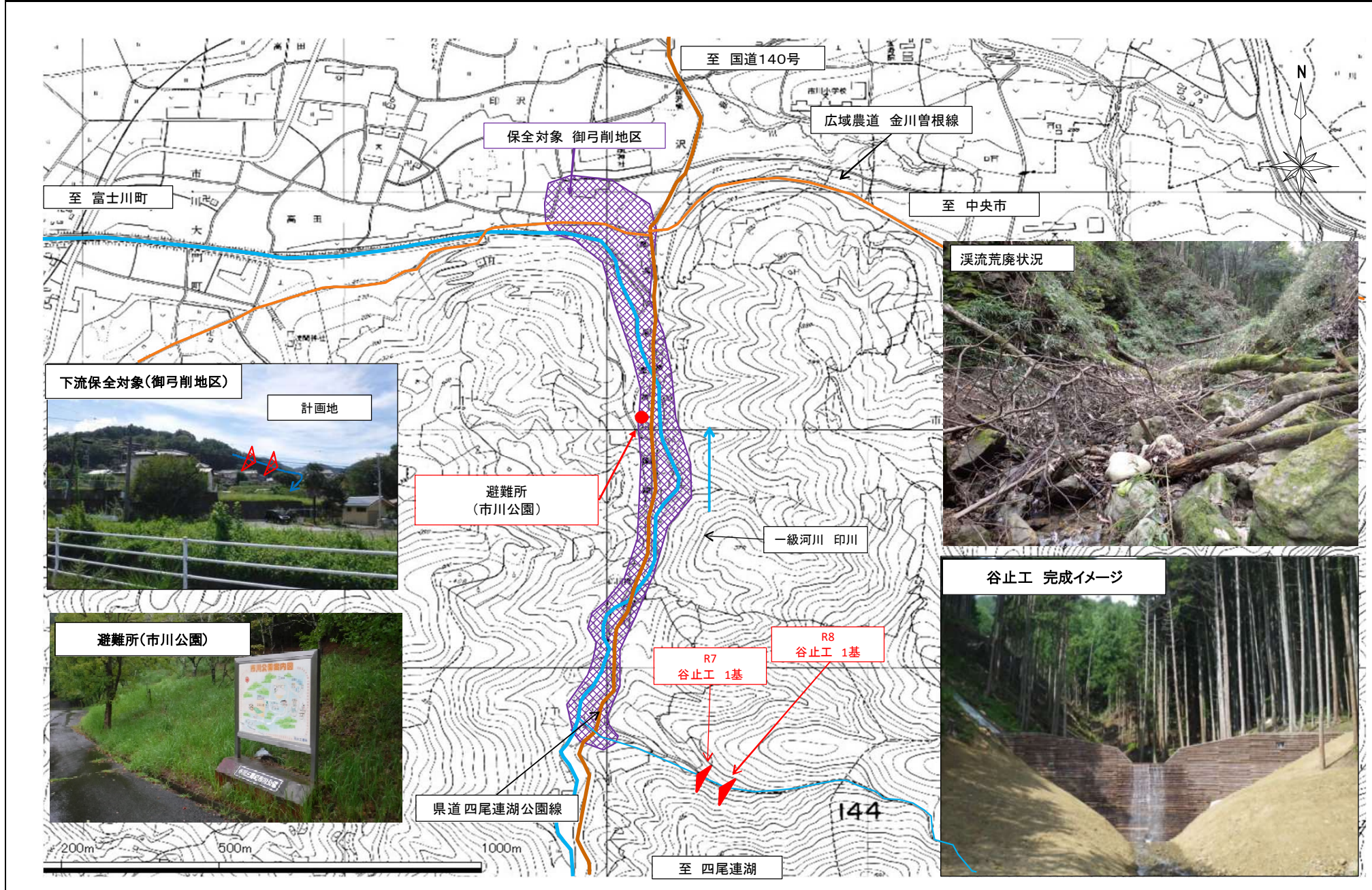


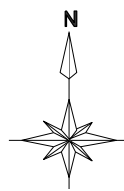
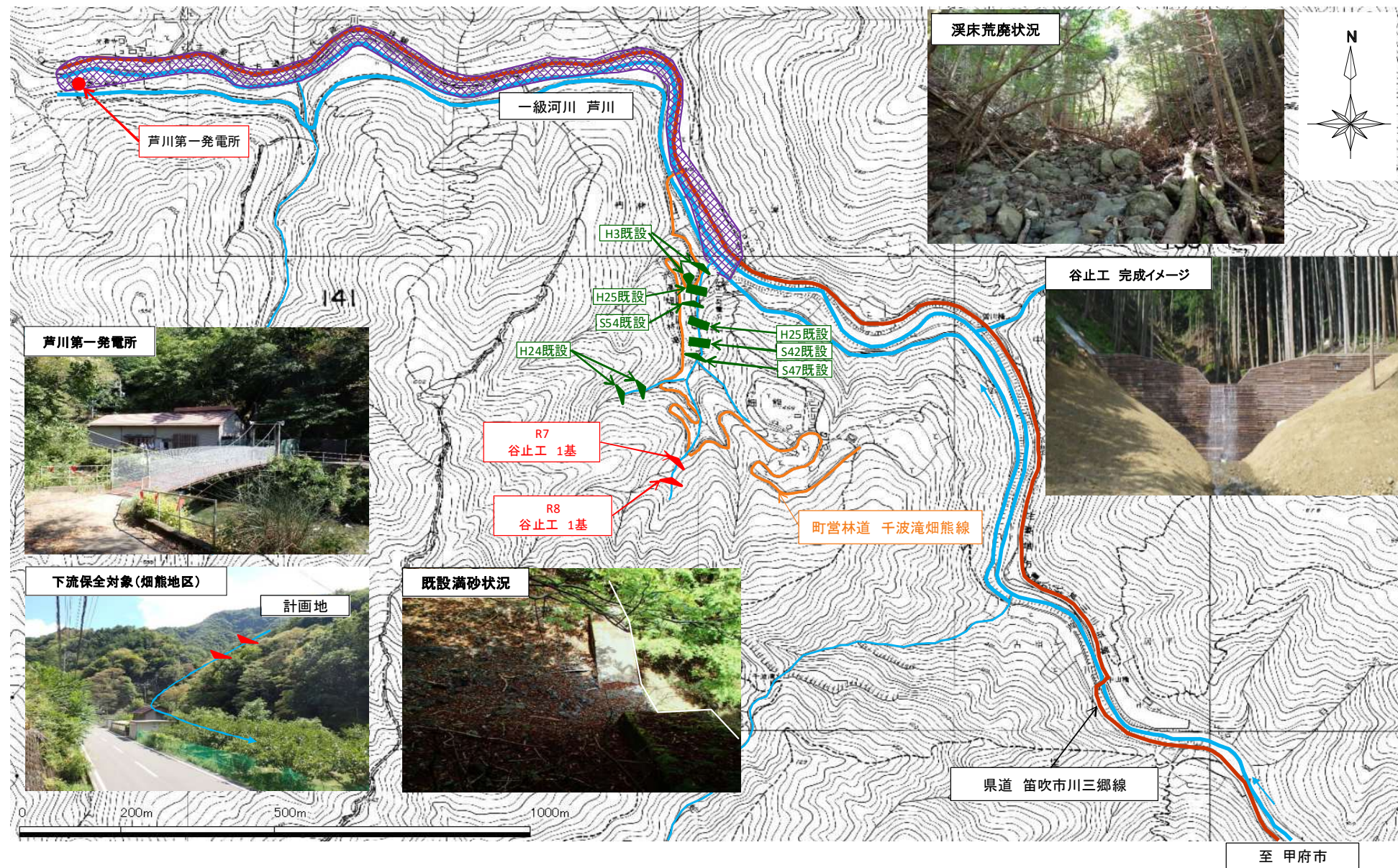
令和6年度公共事業等事前評価調書(簡易型)

1. 事業説明シート

(区分) 国補 県単

事業名	復旧治山事業	事業箇所	西八代郡	市川三郷町	市川大門地区内	地区名	久保(くぼ)	事業主体	山梨県	
(1)事業概要								(3)事業の妥当性評価	妥当	妥当でない
①課題・背景	<p>本計画地は、西八代郡市川三郷町市川大門を流れる一級河川印川の支流に位置する溪流で、保全対象には人家、県道が含まれる防災上重要な流域である。 近年の台風等の影響により溪流侵食が発生し、溪流内へ不安定土砂が堆積し、土石流発生のおそれがあるため、治山事業により保安林機能の回復を早急に図り、下流集落を保全する必要がある。</p>							①公共関与の妥当性(行政が行うべき事業か)	<input type="radio"/>	<input type="checkbox"/>
								・森林法第41条第1項に規定された「保安施設事業」に該当		
②整備目標・効果								②事業執行主体の妥当性(県が行うべきか)	<input type="radio"/>	<input type="checkbox"/>
□主要目標	<p>○土石流被害の防止 保全対象 人家13戸、県道1,110m、農道190m 土砂整備率 (現況)0%<70% ※ 災害実績 無 重要公共施設 有 (市川公園)</p>							③経済妥当性	<input type="radio"/>	<input type="checkbox"/>
								・費用便益比 便益(416.519百万円)／費用(102.877百万円)= 4.05 > 1.0		
□副次目標	○なし							④事業実施・規模の妥当性	<input type="radio"/>	<input type="checkbox"/>
□副次効果	○なし							・現地状況を勘案し、溪流内に堆積した不安定土砂の流出防止を図るため、谷止工2基の計画とした		
								⑤整備手法の有効性	<input type="radio"/>	<input type="checkbox"/>
								・保安林の指定目的を達成するために荒廃溪流を整備するもので、事業効果、コスト、計画期間の観点から最も有効な手法である		
								⑥環境負荷への配慮	<input type="radio"/>	<input type="checkbox"/>
								・谷止工を整備する際の地形改変は最小となる計画としている。また景観や生態系に優しい木製残存型杵工を使用するなど環境負荷の低減を考慮した計画となっている		
								⑦事業計画の熟度	<input type="radio"/>	<input type="checkbox"/>
								・計画地は県有林であり、保安林は指定済、土地使用の同意は得られている		
								総合評価	[貢献度ランク:a]	
(2)整備内容								【事業位置図等】		
①整備内容	谷止工2基									
②着手年月日	令和7年度									
③完成見込年度	令和8年度									
④総事業費	120百万円(国費 60百万円(1/2) 県費 60百万円(1/2))									
⑤年度別の整備内容	令和7年度 谷止工1基 60百万円 令和8年度 谷止工1基 60百万円									
※記載内容は見込みであり、確定したものではない。										
⑥既整備内容・期間・事業費	なし									





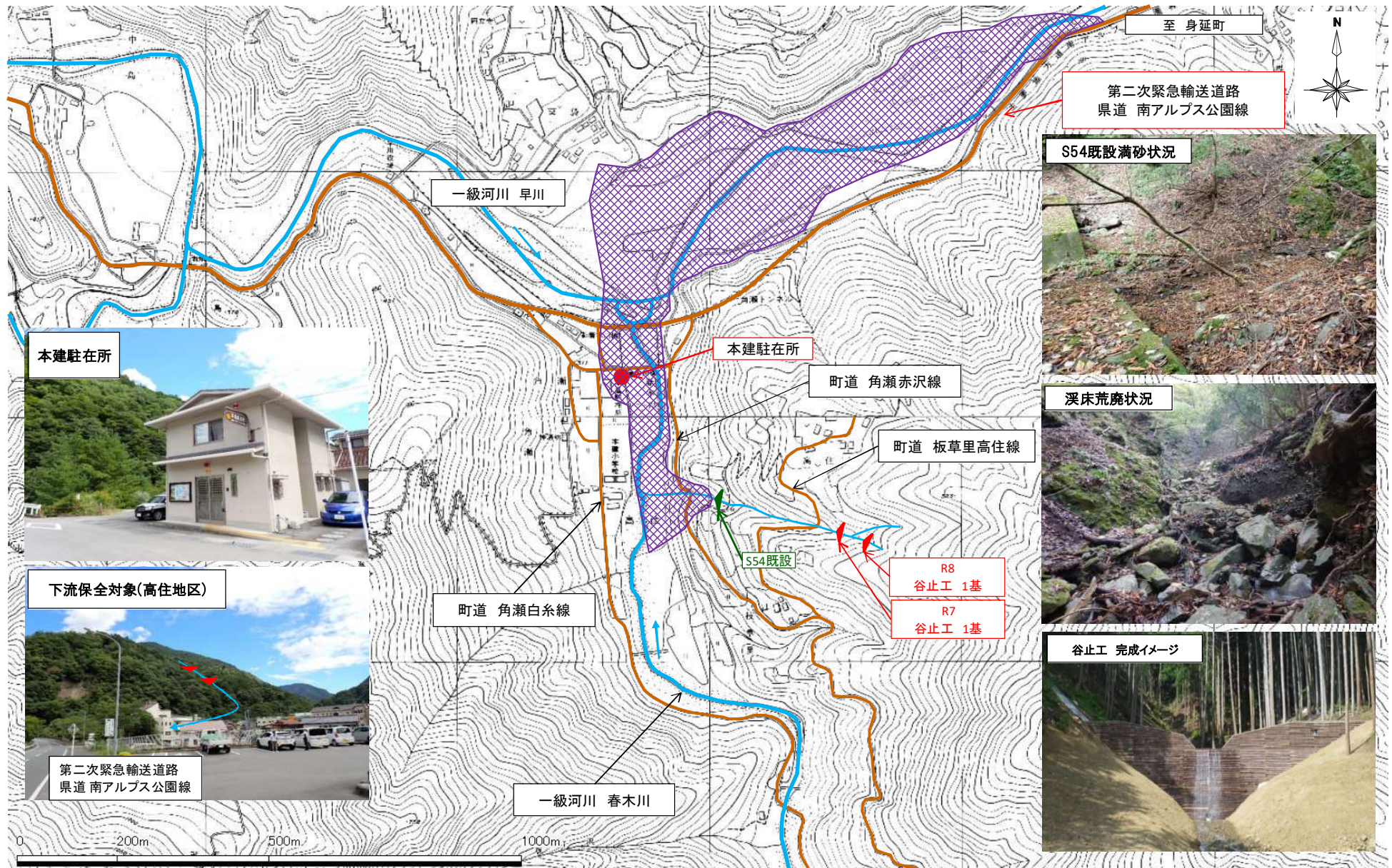
至 甲府市

令和6年度公共事業等事前評価調書(簡易型)

1. 事業説明シート

(区分) 国補 山梨県

事業名	復旧治山事業	事業箇所	南巨摩郡	早川町	高住地内	地区名	高住(こうじゅう)	事業主体	山梨県
(1)事業概要								妥当	妥当でない
①課題・背景 本計画地は、南巨摩郡早川町高住を流れる一級河川春木川の支流に位置する溪流で、保全対象には人家や緊急輸送道路に指定されている県道などが含まれる防災上重要な流域である。 近年の台風等の影響により溪流侵食が発生し、溪流内へ不安定土砂が堆積し、土石流発生の恐れがあるため、治山事業により保安林機能の回復を早急に図り、下流集落等を保全する必要がある。								<input type="radio"/>	<input type="checkbox"/>
②整備目標・効果								<input type="radio"/>	<input type="checkbox"/>
□主要目標 ○土石流被害の防止 保全対象 人家2戸、県道40m、町道60m 土砂整備率 (現況)9%<70% ※ 災害実績 無 重要公共施設 有 (第二次緊急輸送道路 県道南アルプス公園線) (本建駐在所) (※評価基準値)								<input type="radio"/>	<input type="checkbox"/>
□副次目標 ○なし								<input type="radio"/>	<input type="checkbox"/>
□副次効果 ○被災時に被害波及の防止 (第二次緊急輸送道路 県道南アルプス公園線、本建駐在所)								<input type="radio"/>	<input type="checkbox"/>
(2)整備内容								総合評価 [貢献度ランク:a]	
①整備内容 谷止工2基									
②着手年月日 令和7年度									
③完成見込年度 令和8年度									
④総事業費 120百万円(国費 60百万円(1/2) 県費 60百万円(1/2))									
⑤年度別の整備内容 令和7年度 谷止工1基 60百万円									
令和8年度 谷止工1基 60百万円									
※記載内容は見込みであり、確定したものではない。									
⑥既整備内容・期間・事業費 昭和54年 谷止工1基 14百万円									
(3)事業の妥当性評価									
①公共関与の妥当性(行政が行うべき事業か) ・森林法第41条第1項に規定された「保安施設事業」に該当								<input type="radio"/>	<input type="checkbox"/>
②事業執行主体の妥当性(県が行うべきか) ・森林法第41条第3項の規定により、都道府県知事が行うものと規定されている								<input type="radio"/>	<input type="checkbox"/>
③経済妥当性 ・費用便益比 便益(159.876百万円)／費用(102.877百万円)= 1.55 > 1.0								<input type="radio"/>	<input type="checkbox"/>
④事業実施・規模の妥当性 ・現地状況を勘察し、溪流内に堆積した不安定土砂の流出防止を図るため、谷止工2基の計画とした								<input type="radio"/>	<input type="checkbox"/>
⑤整備手法の有効性 ・保安林の指定目的を達成するために荒廃溪流を整備するもので、事業効果、コスト、計画期間の観点から最も有効な手法である								<input type="radio"/>	<input type="checkbox"/>
⑥環境負荷への配慮 ・谷止工を整備する際の地形改変は最小となる計画としている。また景観や生態系に優しい木製残存型枠工を使用するなど環境負荷の低減を考慮した計画となっている								<input type="radio"/>	<input type="checkbox"/>
⑦事業計画の熟度 ・地元早川町より強い要望を受け計画しており、地域及び土地所有者の同意は得られている								<input type="radio"/>	<input type="checkbox"/>
(4)事業位置図等									

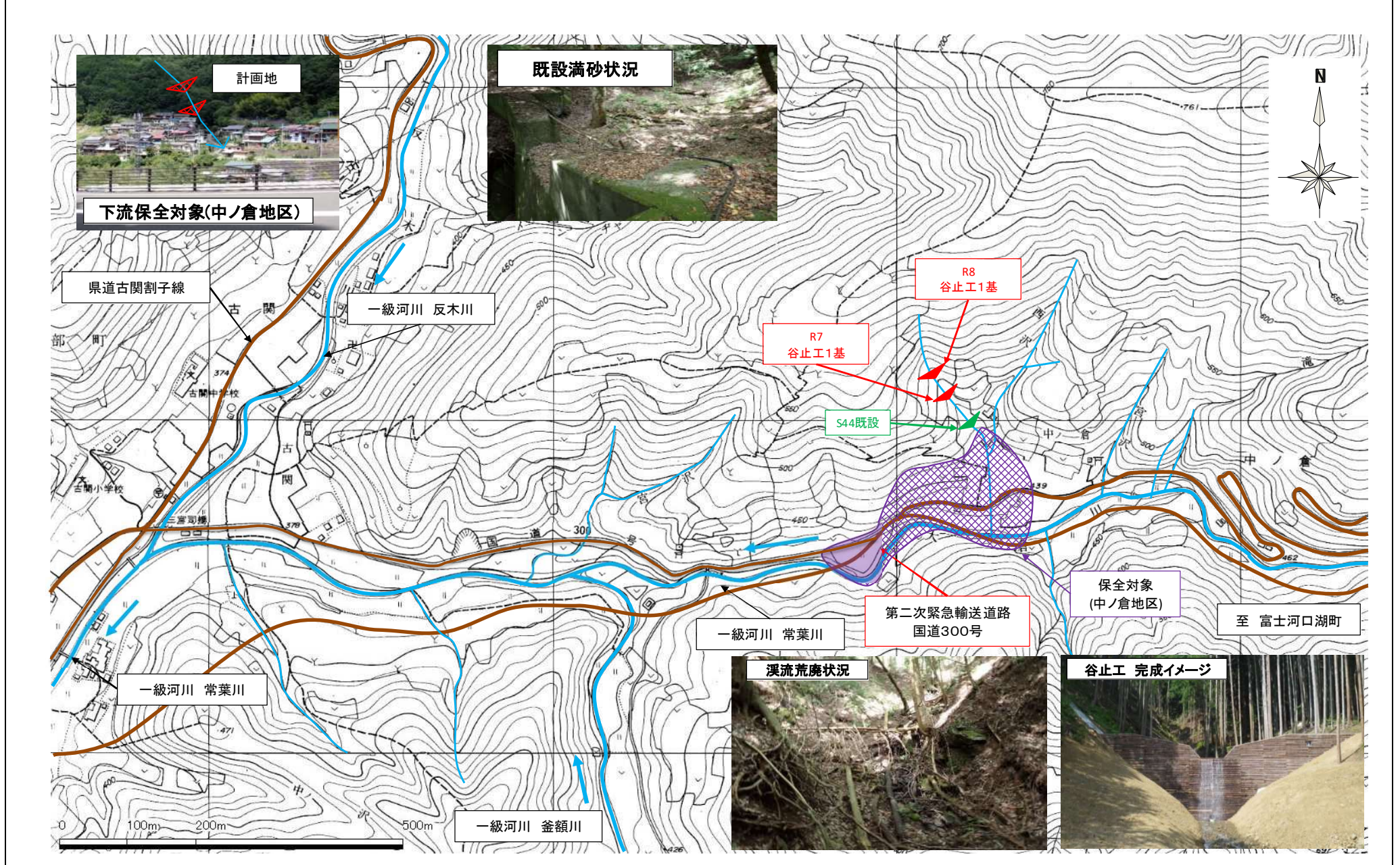


令和6年度公共事業等事前評価調書(簡易型)

1. 事業説明シート

(区分) 国補 山梨県

事業名	復旧治山事業	事業箇所	南巨摩郡	身延町	中ノ倉地内	地区名	中ノ倉(なかのくら)	事業主体	山梨県
(1)事業概要							(3)事業の妥当性評価		
<p>①課題・背景</p> <p>本計画地は、南巨摩郡身延町中ノ倉を流れる一級河川常葉川の上流に位置する溪流で、保全対象には人家や緊急輸送道路に指定されている国道が含まれる防災上重要な流域である。 近年の台風等の影響により溪流侵食が発生し、溪流内へ不安定土砂が堆積し、土石流発生の恐れがあるため、治山事業により保安林機能の回復を早急に図り、下流集落等を保全する必要がある。</p> <p>②整備目標・効果</p> <p>□主要目標</p> <p>○土石流被害の防止 保全対象 人家15戸、国道550m 土砂整備率 (現況)26%<70% ※ 災害実績 無 重要公共施設 有 (第二次緊急輸送道路 国道300号)</p> <p>(※評価基準値)</p> <p>□副次目標</p> <p>○なし</p> <p>□副次効果</p> <p>○被災時の被害波及の防止(第二次緊急輸送道路 国道300号)</p>							<p>妥当 妥当でない</p> <p>①公共関与の妥当性(行政が行うべき事業か)</p> <p>○</p> <p>・森林法第41条第1項に規定された「保安施設事業」に該当</p> <p>②事業執行主体の妥当性(県が行うべきか)</p> <p>○</p> <p>・森林法第41条第3項の規定により、都道府県知事が行うものと規定されている</p> <p>③経済妥当性</p> <p>○</p> <p>・費用便益比 便益(398.251百万円)／費用(102.877百万円)= 3.87 > 1.0</p> <p>④事業実施・規模の妥当性</p> <p>○</p> <p>・現地状況を勘案し、溪流内に堆積した不安定土砂の流出防止を図るため、谷止工2基の計画とした</p> <p>⑤整備手法の有効性</p> <p>○</p> <p>・保安林の指定目的を達成するために荒廃溪流を整備するもので、事業効果、コスト、計画期間の観点から最も有効な手法である</p> <p>⑥環境負荷への配慮</p> <p>○</p> <p>・谷止工を整備する際の地形改変は最小となる計画としている。また景観や生態系に優しい木製残存型枠工を使用するなど環境負荷の低減を考慮した計画となっている</p> <p>⑦事業計画の熟度</p> <p>○</p> <p>・地元身延町より強い要望を受け計画しており、地域及び土地所有者の同意は得られている</p> <p>総合評価</p> <p>[貢献度ランク:a]</p>		
(2)整備内容							(4)事業位置図等		
<p>①整備内容 谷止工2基</p> <p>②着手年月日 令和7年度</p> <p>③完成見込年度 令和8年度</p> <p>④総事業費 120百万円(国費 60百万円(1/2) 県費 60百万円(1/2))</p> <p>⑤年度別の整備内容</p> <p>令和7年度 谷止工1基 60百万円 令和8年度 谷止工1基 60百万円</p> <p>※記載内容は見込みであり、確定したものではない。</p> <p>⑥既整備内容・期間・事業費 昭和44年 谷止工1基 2.1百万円</p>							<p>事業位置図等</p>		



令和6年度公共事業等事前評価調書(簡易型)

1. 事業説明シート

(区分) 国補 山梨県

事業名	復旧治山事業	事業箇所	南巨摩郡	南部町	井出地内	地区名	大焼戸(おおやきど)	事業主体	山梨県
<p>(1)事業概要</p> <p>①課題・背景 本計画地は、南巨摩郡南部町井出を流れる一級河川佐野川の支流に位置する溪流で、保全対象には人家や緊急輸送道路に指定されている県道などが含まれる防災上重要な流域である。 近年の台風等の影響により溪流侵食が発生し、溪流内へ不安定土砂が堆積し、土石流発生の恐れがあるため、治山事業により保安林機能の回復を早急に図り、下流集落等を保全する必要がある。</p> <p>②整備目標・効果</p> <p>□主要目標 ○土石流被害の防止 保全対象 人家1戸、発電所1箇所、県道490m、林道660m、鉄道230m 土砂整備率 (現況)21%<70% ※ 災害実績 無 重要公共施設 有 (第二次緊急輸送路 県道富士川身延線) (※評価基準値)</p> <p>□副次目標 ○なし</p> <p>□副次効果 ○被災時の被害波及の防止 (第二次緊急輸送道路 県道富士川身延線) (JR身延線)</p>					<p>(3)事業の妥当性評価</p> <p>①公共関与の妥当性(行政が行うべき事業か) ・森林法第41条第1項に規定された「保安施設事業」に該当 <input type="radio"/> 妥当 <input type="checkbox"/> 妥当でない</p> <p>②事業執行主体の妥当性(県が行うべきか) ・森林法第41条第3項の規定により、都道府県知事が行うものと規定されている <input type="radio"/> 妥当 <input type="checkbox"/> 妥当でない</p> <p>③経済妥当性 ・費用便益比 便益(234.660百万円)／費用(126.140百万円)= 1.86 > 1.0 <input type="radio"/> 妥当 <input type="checkbox"/> 妥当でない</p> <p>④事業実施・規模の妥当性 ・現地状況を勘察し、溪流内に堆積した不安定土砂の流出防止を図るため、谷止工3基の計画とした <input type="radio"/> 妥当 <input type="checkbox"/> 妥当でない</p> <p>⑤整備手法の有効性 ・保安林の指定目的を達成するために荒廃溪流を整備するもので、事業効果、コスト、計画期間の観点から最も有効な手法である <input type="radio"/> 妥当 <input type="checkbox"/> 妥当でない</p> <p>⑥環境負荷への配慮 ・谷止工を整備する際の地形改変は最小となる計画としている。また景観や生態系に優しい木製残存型枠工を使用するなど環境負荷の低減を考慮した計画となっている <input type="radio"/> 妥当 <input type="checkbox"/> 妥当でない</p> <p>⑦事業計画の熟度 ・地元南部町より強い要望を受け計画しており、地域及び土地所有者の同意は得られている <input type="radio"/> 妥当 <input type="checkbox"/> 妥当でない</p> <p>総合評価 [貢献度ランク:a]</p>				
<p>(2)整備内容</p> <p>①整備内容 谷止工3基 ②着手年月日 令和7年度 ③完成見込年度 令和9年度 ④総事業費 150百万円(国費 75百万円(1/2) 県費 75百万円(1/2)) ⑤年度別の整備内容 令和7年度 谷止工1基 50百万円 令和8年度 谷止工1基 50百万円 令和9年度 谷止工1基 50百万円</p> <p>※記載内容は見込みであり、確定したものではない。</p> <p>⑥既整備内容・期間・事業費 昭和47年～平成7年 谷止工7基 210百万円</p>					<p>(4)事業位置図等</p>				

